

議案第 8 号

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例

川崎市競輪場内売店使用条例（昭和34年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の川崎市競輪場内売店の使用に係る使用料について適用し、同日前の川崎市競輪場内売店の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、売店の使用料について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、この条例を制定するものである。